

## 公益財団法人松風会役員等の報酬及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人松風会（以下「本会」という。）定款39条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年度法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の不支給)

第3条 本会は、定款第13条及び第26条の規定により役員等に報酬を支給しない。

2 役員等に対して、本会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委託したりした場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

3 役員等には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

### (講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆者謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

### (費用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法

律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認と得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、評議員会の議決の日から施行する。

(令和元年5月21日評議員会決議)